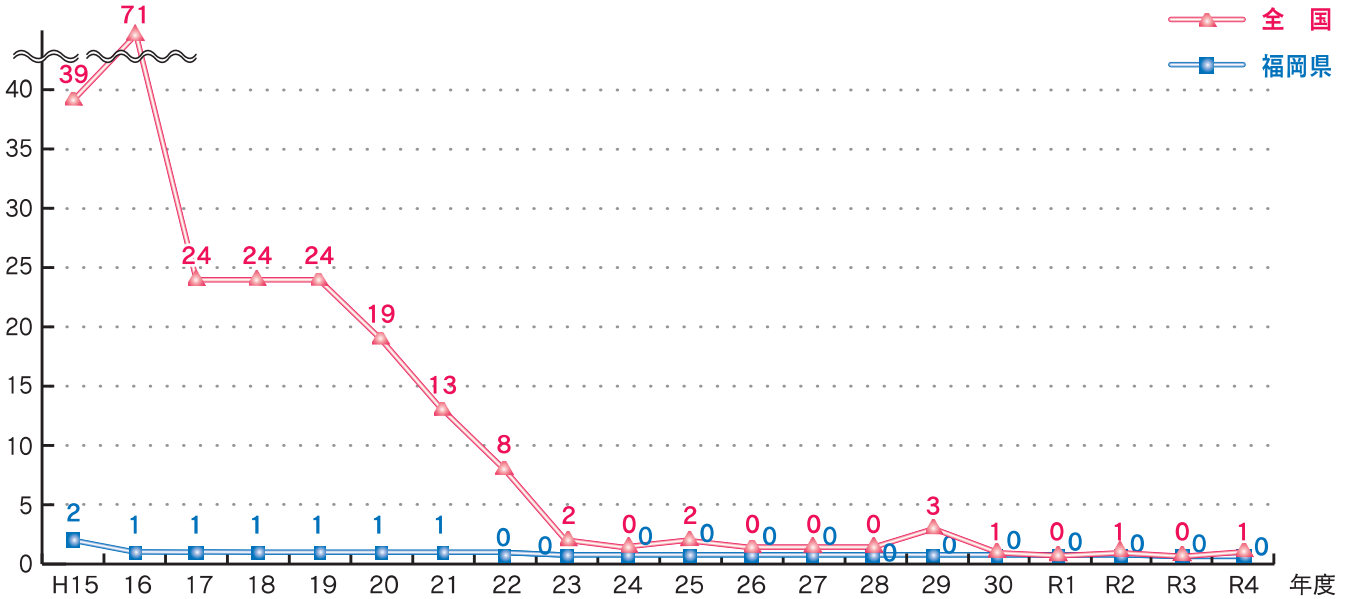


(3) 赤字市町村数の推移

県内市町村において、普通会計の実質収支が赤字となった団体は、昭和61年度の13団体をピークに減少しており、平成22年度にはなくなりました。

実質収支が赤字の市町村数



(注) 全国の実質収支が赤字の市町村数には、合併に伴う打ち切り決算により赤字となった市町村が含まれている。

準用財政再建団体数及び財政再生団体数の推移

年度	H15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
全国	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「準用財政再建団体」とは昭和30年度以降の赤字団体で旧再建法の規定を準用して財政再建を行う団体である。
 ※北海道夕張市は、平成21年度に健全化法に基づく財政再生計画を策定。それまでは、旧再建法に基づく財政再建計画が存続。

(4) 健全化判断比率等の状況（令和4年度）

令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について、早期健全化基準・財政再生基準以上となる県内の市町村はありません。各比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率）の県内市町村の状況については、以下のとおりです。

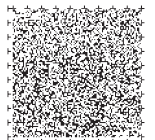
なお、各比率の説明は8～9ページをご覧ください。

①実質赤字比率

実質赤字額が生じた県内市町村はありません。

②連結実質赤字比率

連結実質赤字額が生じた県内市町村はありません。



③実質公債費比率

県内市町村（政令市除く）の実質公債費比率（単純平均）は、前年度と同じ6.2%となっています。早期健全化基準・財政再生基準以上となる団体はありません。

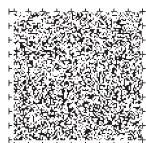
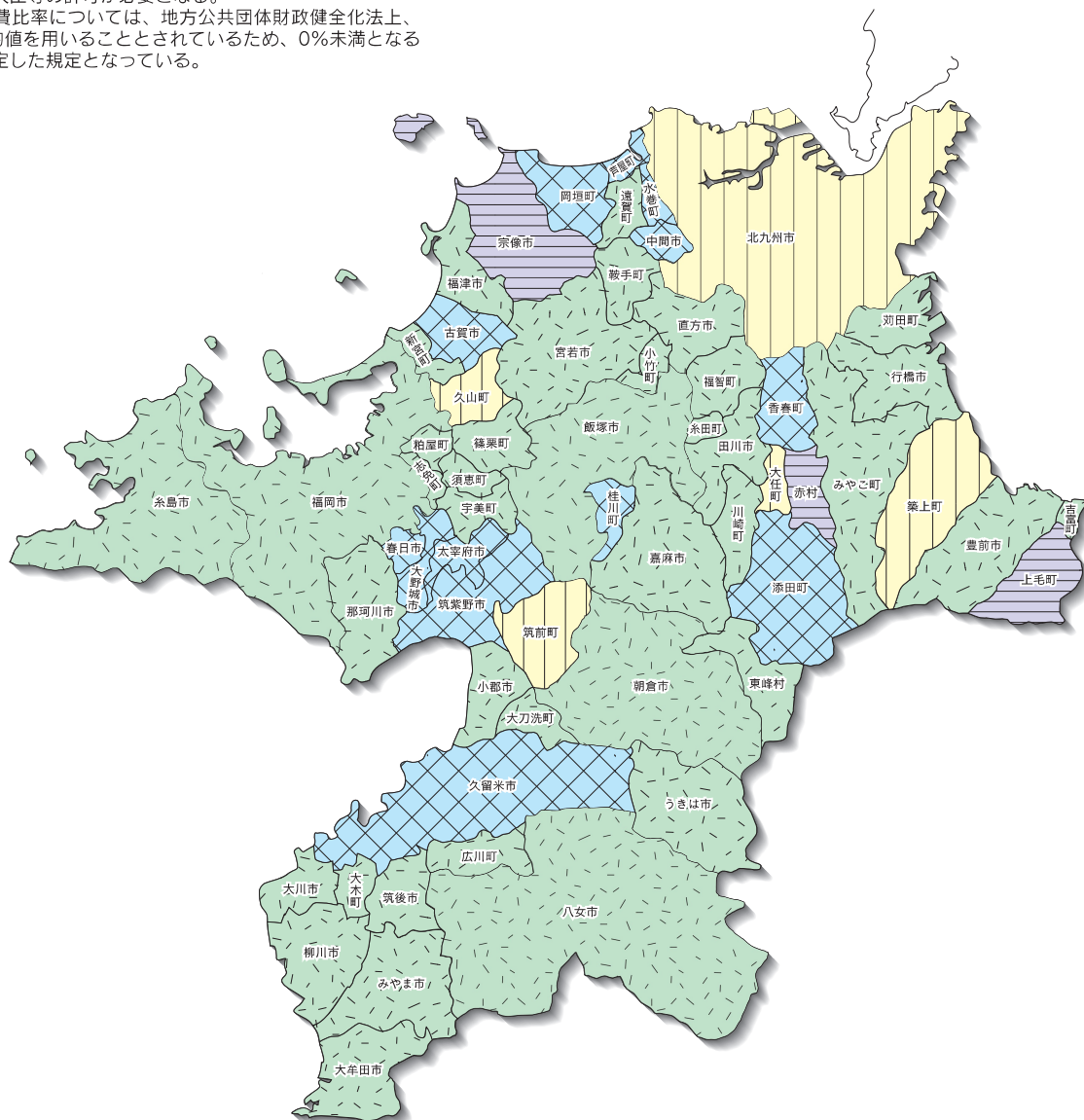
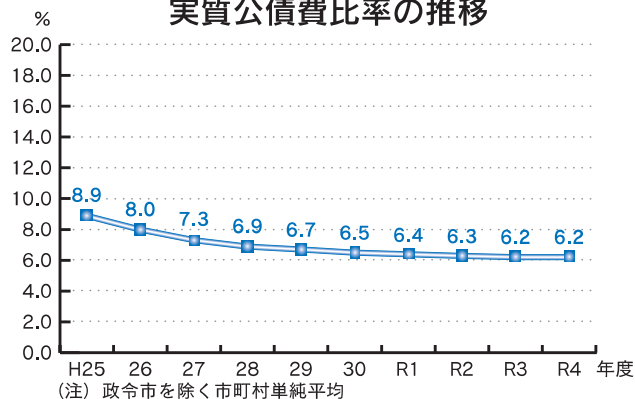
実質公債費比率の状況（令和4年度）

区分	団体系	団体数			
		政令市	27市	町村	計
25%以上	// //				0
18~25%未満	...				0
15~18%未満	■				0
10~15%未満	□	1		4	5
5~10%未満	△	1	19	19	39
0~5%未満	◇		7	6	13
0%未満	■		1	2	3

(注1) 実質公債費比率が18%以上となる団体については、起債に当たり総務大臣等の許可が必要となる。

(注2) 実質公債費比率については、地方公共団体財政健全化法、3ヶ年平均値を用いることとされているため、0%未満となることも想定した規定となっている。

実質公債費比率の推移



④将来負担比率

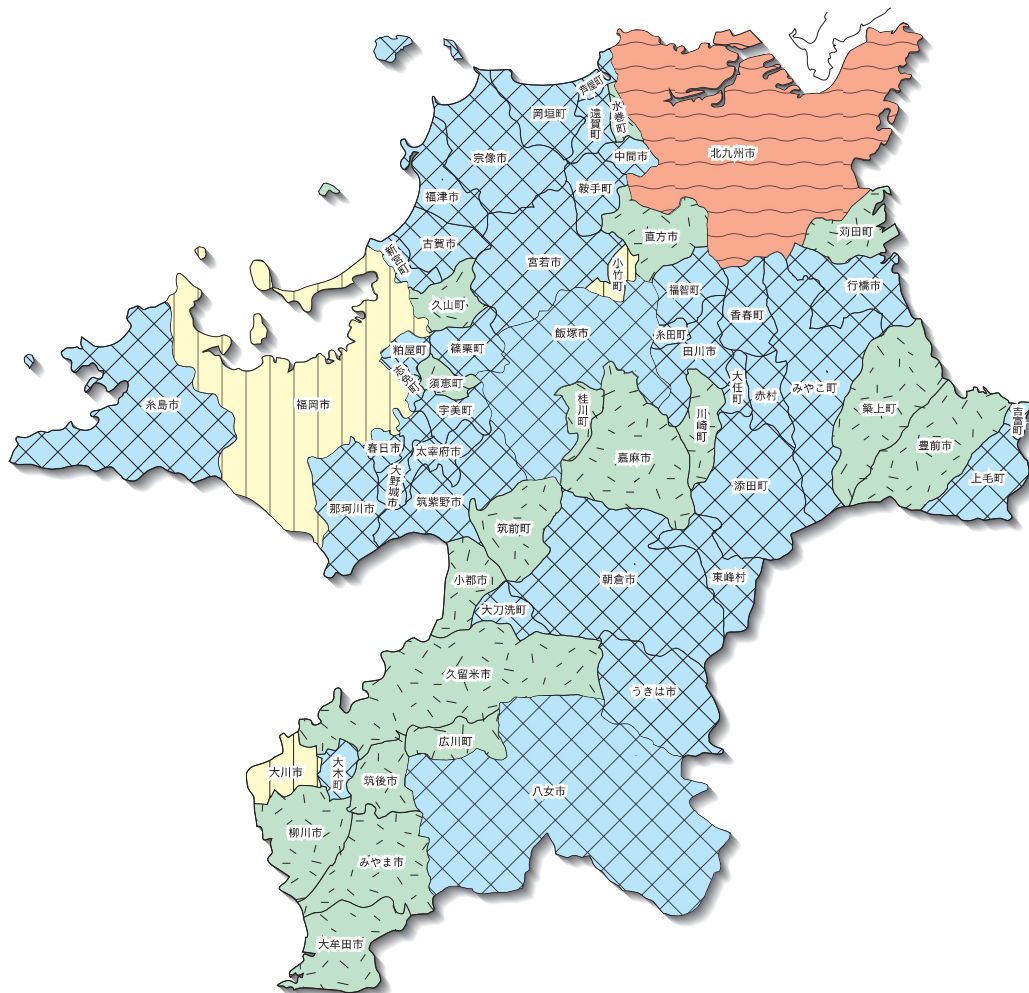
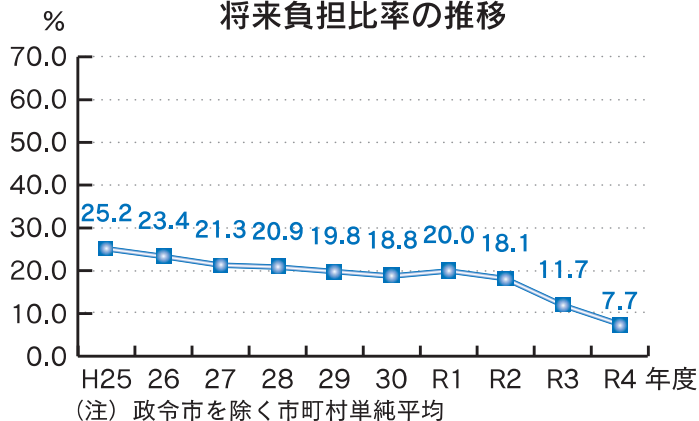
県内市町村（政令市除く）の将来負担比率（単純平均）は、前年度から4.0ポイント改善の7.7%となっています。早期健全化基準以上となる団体はありません。

将来負担比率の状況（令和4年度）

区分	団体系	団体数			
		政令市	27市	町 村	計
200%以上	////				0
150~200%未満				0
100~150%未満	~~~~~	1			1
50~100%未満		1	1	1	3
0~50%未満	-----		9	9	18
-	XXXXX		17	21	38

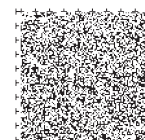
（注）「-」は、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が多額なこと等によって、将来負担比率が算定されない場合である。

将来負担比率の推移



⑤資金不足比率

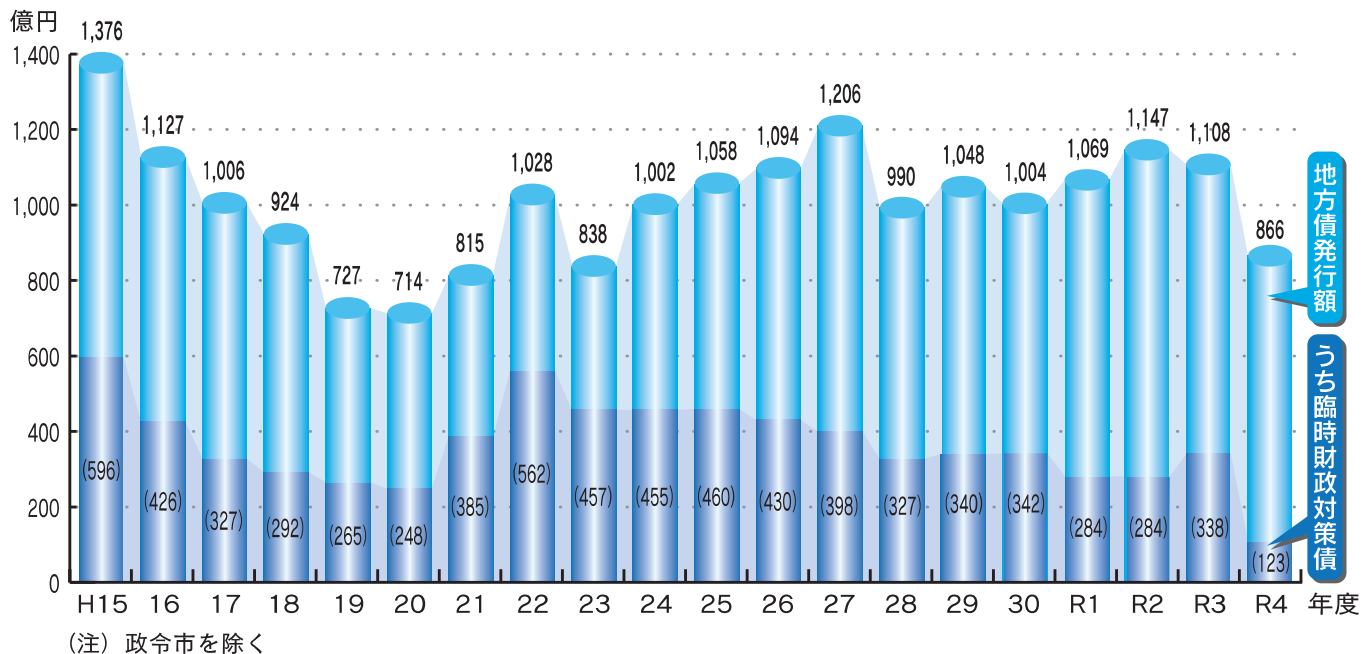
県内市町村（政令市除く）の1つの公営企業会計で資金の不足額が生じ、経営健全化基準以上となっています。



5 債務と積立

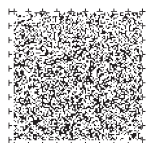
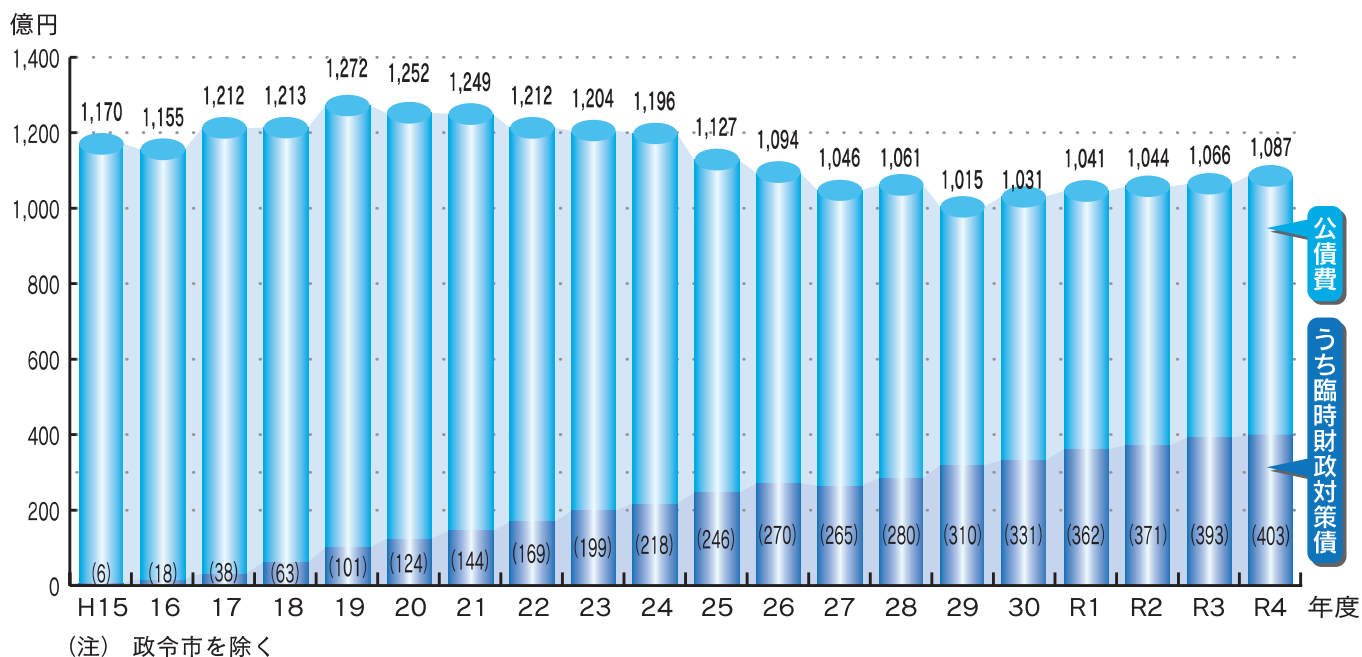
(1) 地方債発行額の推移

地方債発行額は、平成23年度に減少しましたが、緊急防災・減災事業債等の増により平成24年度から増加に転じました。近年は概ね横ばいとなっていました。令和4年度は、臨時財政対策債の減により、前年度と比べ約242億円の減となっています。



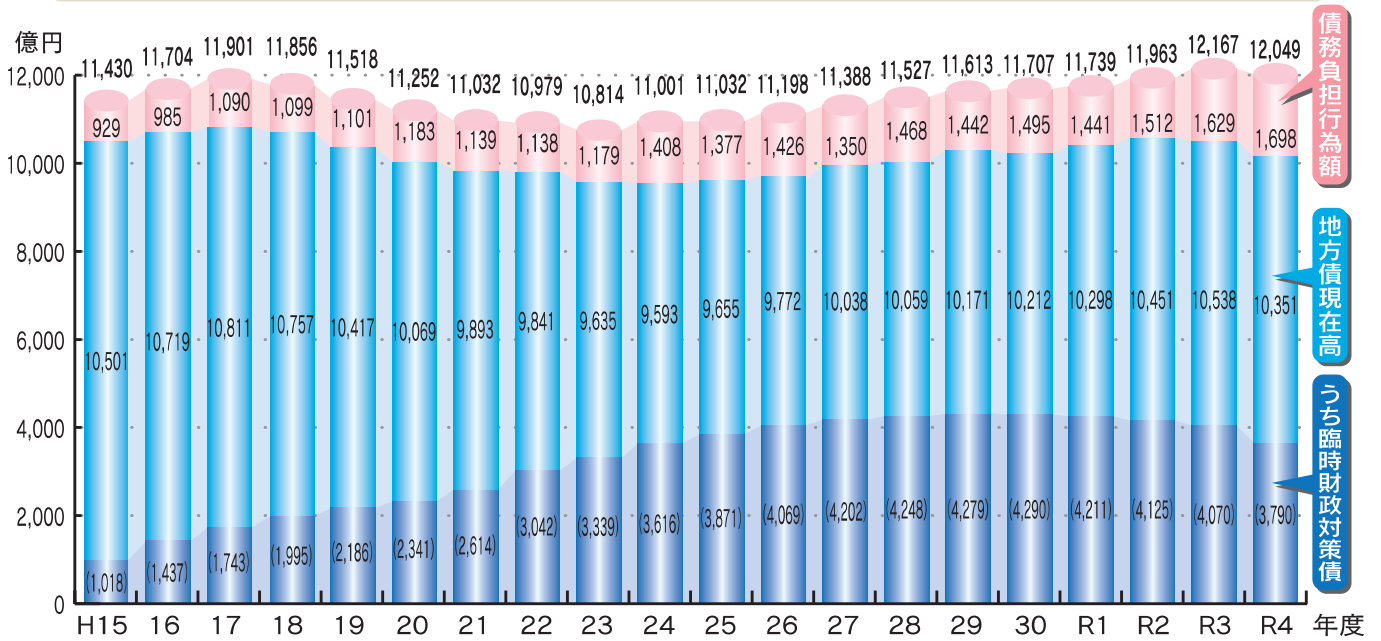
(2) 公債費の推移

公債費は、平成19年度をピークに減少傾向にありましたが、平成30年度から増加に転じ、令和4年度は前年度と比べ約21億円の増となっています。



(3) 地方債現在高と債務負担行為額の推移

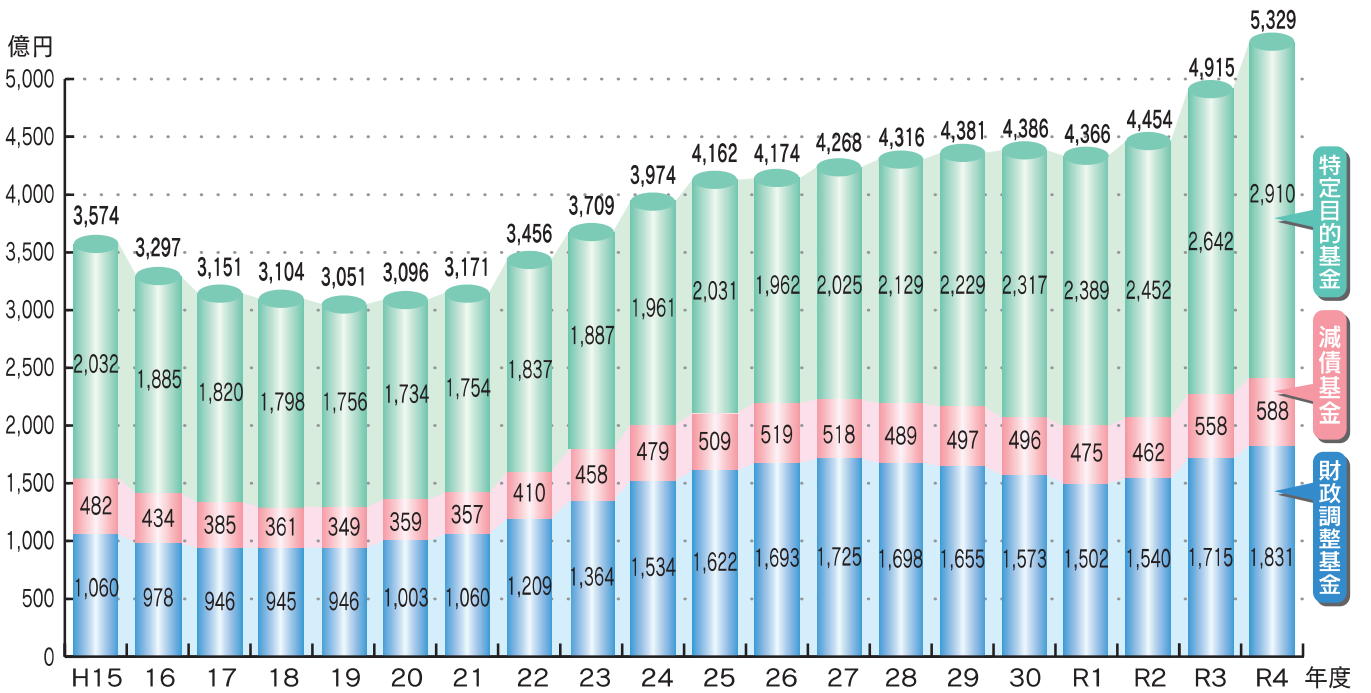
令和4年度末の地方債現在高と債務負担行為額を合わせると1兆2,049億円にのぼり、過去最高となった前年度と比べ、約118億円減少しました。



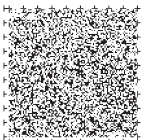
(注) 1 政令市を除く
 2 債務負担行為額は、翌年度以降支出予定額である。
 3 「公債費」には利子を含み「現在高」には利子を含まないため、
 前年度現在高+当年度発行額-当年度償還額(公債費)=当年度現在高とはならない。

(4) 積立金現在高の推移

積立金現在高は、平成20年度から概ね増加傾向にあり、令和4年度は前年度と比べ、約414億円の増となっています。



(注) 政令市を除く

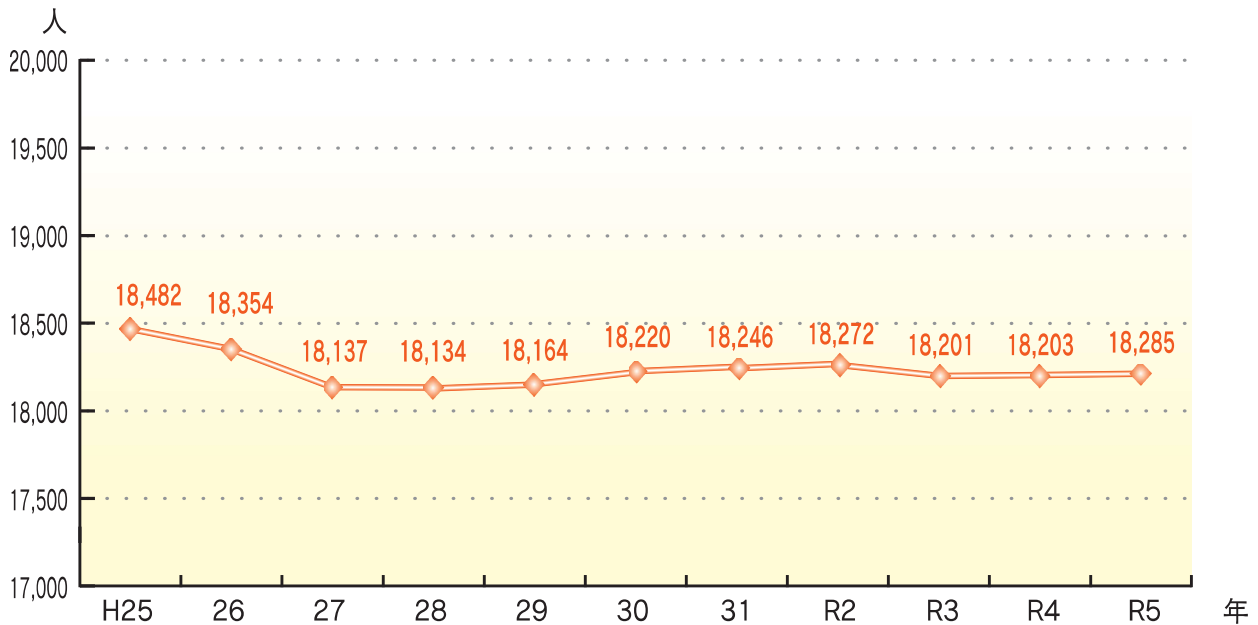


6 職員数の状況

(1) 職員数の推移

減少傾向にあった市町村職員数は、平成29年度に増加に転じ、令和5年4月1日現在で18,285人となっています。

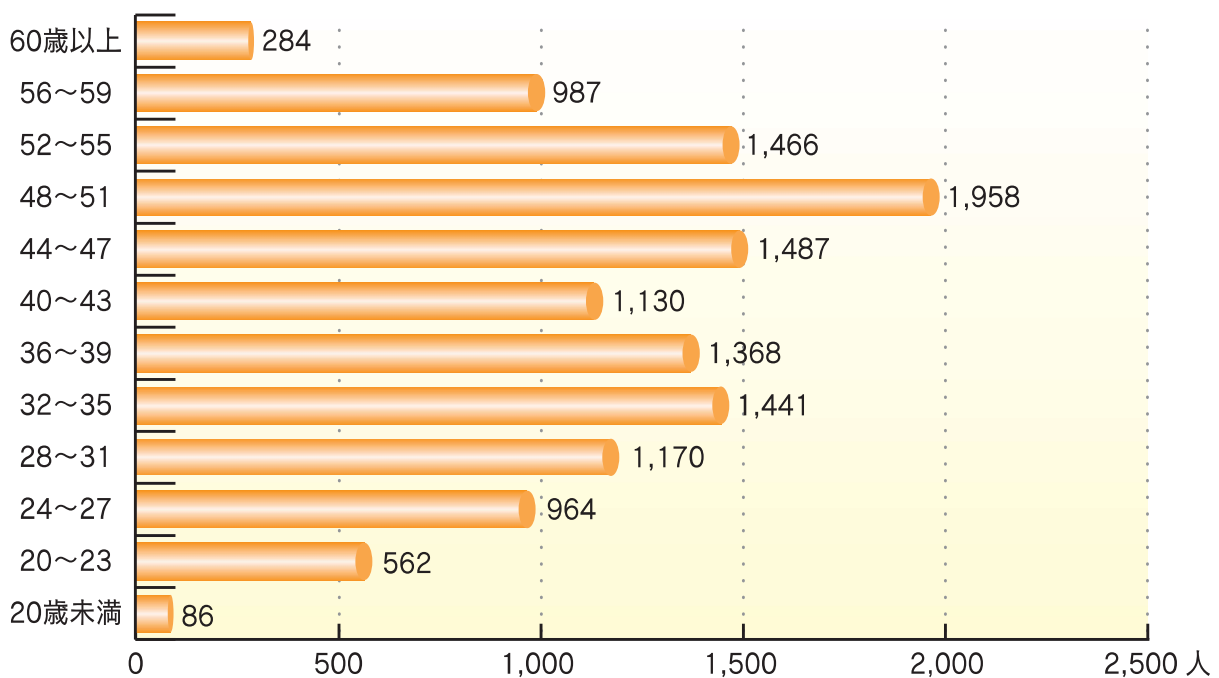
市町村職員数の推移（令和5年4月1日現在）



(注) 政令市を除く

出典：令和5年地方公共団体定員管理調査（令和5年4月1日現在）

一般行政職年齢別職員構成（令和5年4月1日現在）



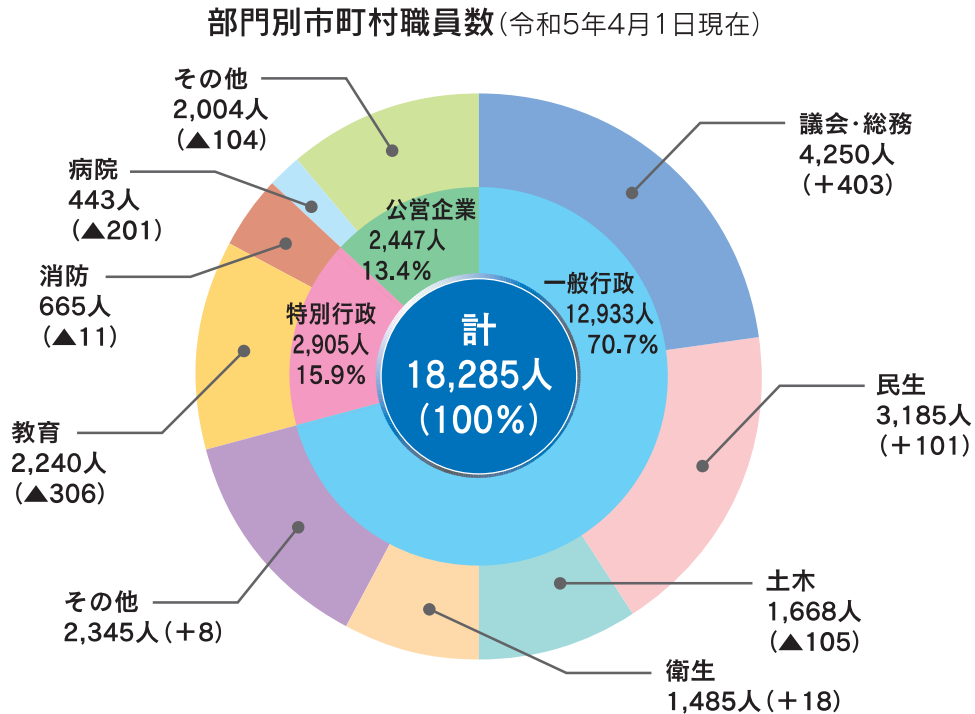
(注) 政令市を除く

出典：令和5年地方公務員給与実態調査（令和5年4月1日現在）

(2) 部門別職員数の状況

市町村職員数を部門別に平成25年とその増減を比較すると、教育、病院などで職員数が大幅に減少しており、全体としても約1.1%の減となっています。

また、令和5年の部門別職員数の状況は、総務、民生、土木等の一般行政が全体の約70.7%、教育、消防の特別行政で全体の約15.9%を占め、残りの約13.4%が公営企業の職員となっています。



(注) 1 政令市を除く

出典：令和5年地方公共団体定員管理調査（令和5年4月1日現在）

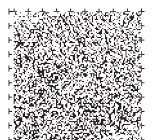
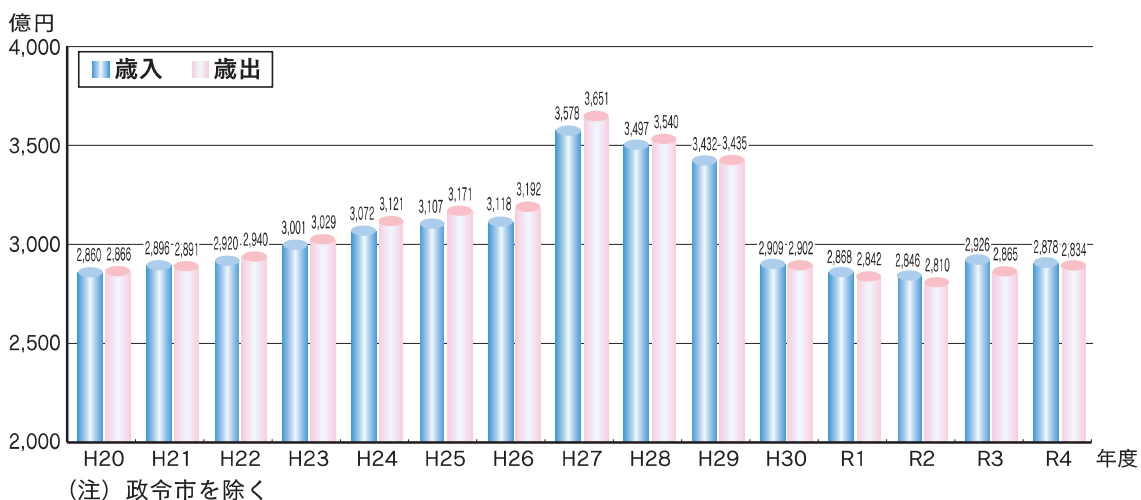
2 ()内は平成25年4月1日～令和5年4月1日の部門別市町村職員数の増減を示している。

7 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計は、一般会計（普通会計）とは区分されており（P7参照）、連結実質赤字比率の算出基礎の一つとなります。

その歳入・歳出の決算額は、平成27年度をピークに減少しています。また、平成22年度以降赤字が続いていましたが、平成30年度から黒字となっています。

○国民健康保険事業会計（事業勘定）県内市町村決算額の推移



8 地方公営企業

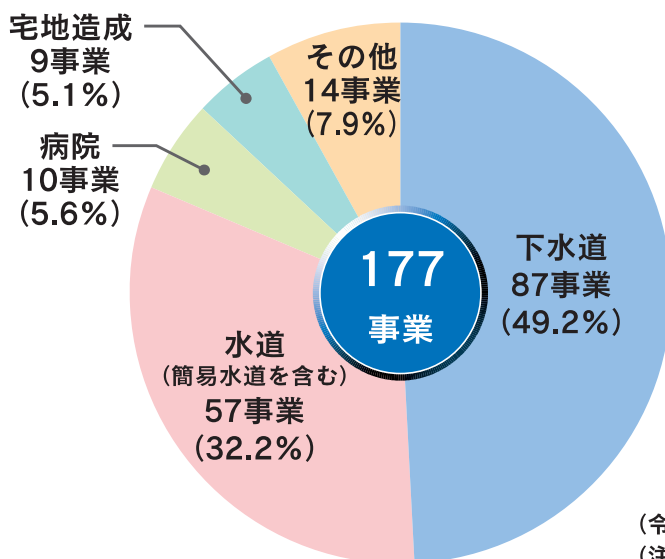
(1) 地方公営企業の役割

地方公営企業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業であり、上下水道事業、病院事業、交通事業などがその代表的なものです。

これらの企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしており、特に上下水道事業については、そのほとんどが地方公営企業によって行われています。

(2) 事業数

事業数は、177事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順になっています。

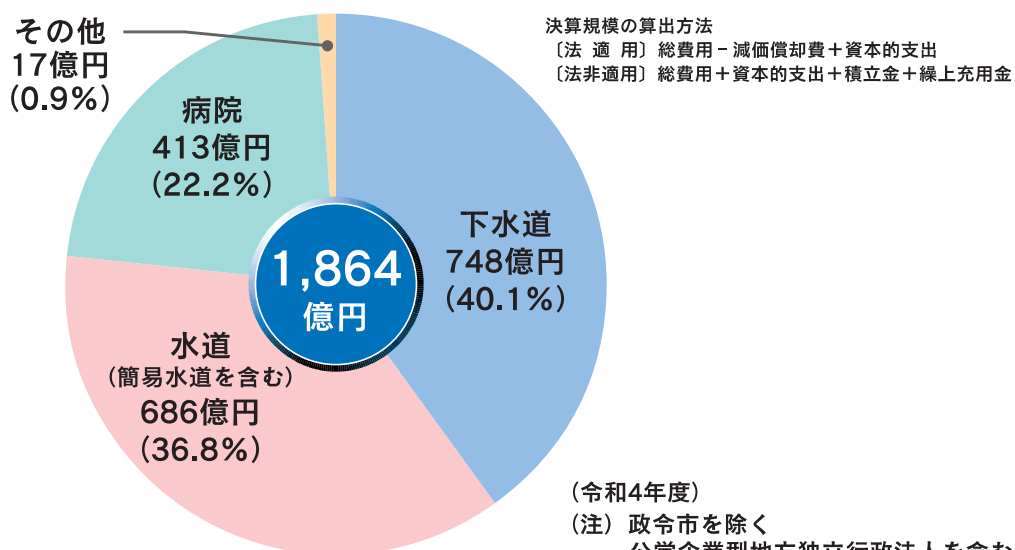


(令和5年3月31日現在)

(注) 政令市を除く
公営企業型地方独立行政法人を含む

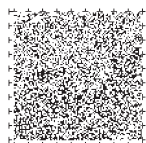
(3) 決算規模

決算規模は、1,863億87百万円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。



(令和4年度)

(注) 政令市を除く
公営企業型地方独立行政法人を含む



(4) 経営状況

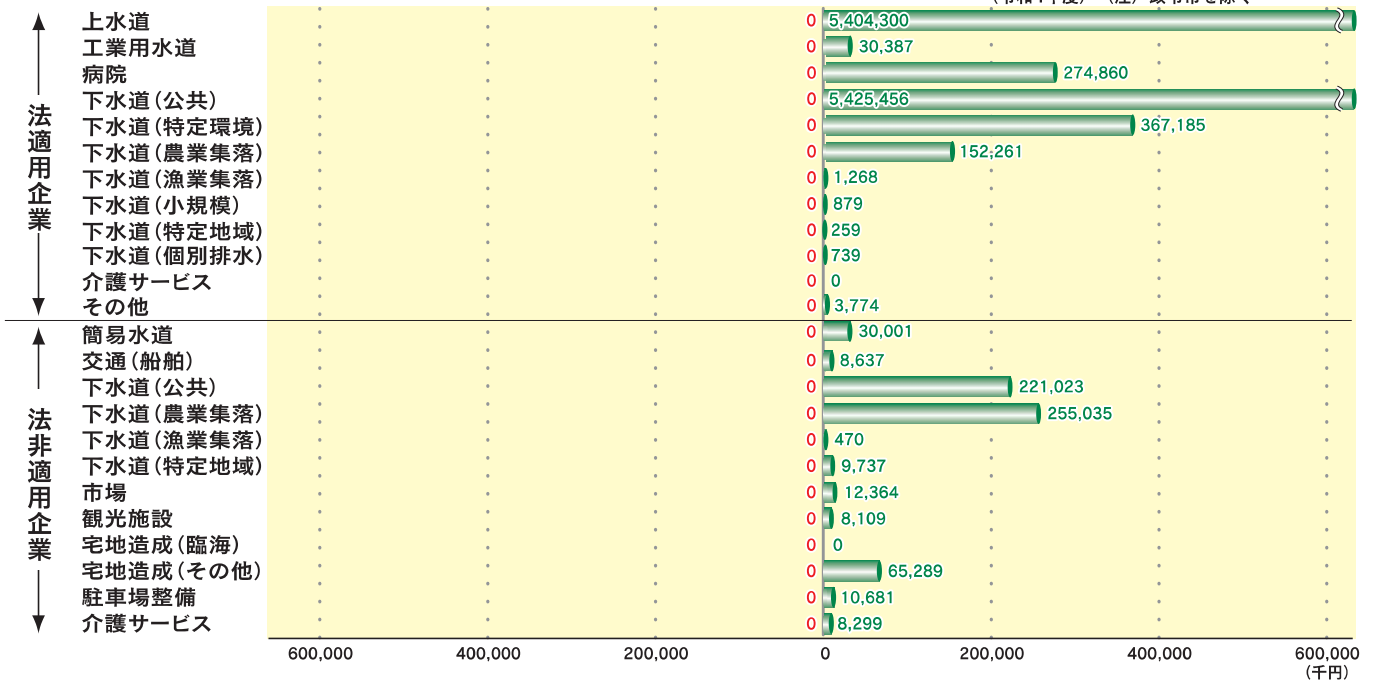
令和4年度における収支の状況を事業別に見ると、法適用企業、法非適用企業ともに全事業が黒字となっています。

しかしながら、基準外繰入金を差し引いた実質的な収支の状況は、多くの事業で赤字となっています。

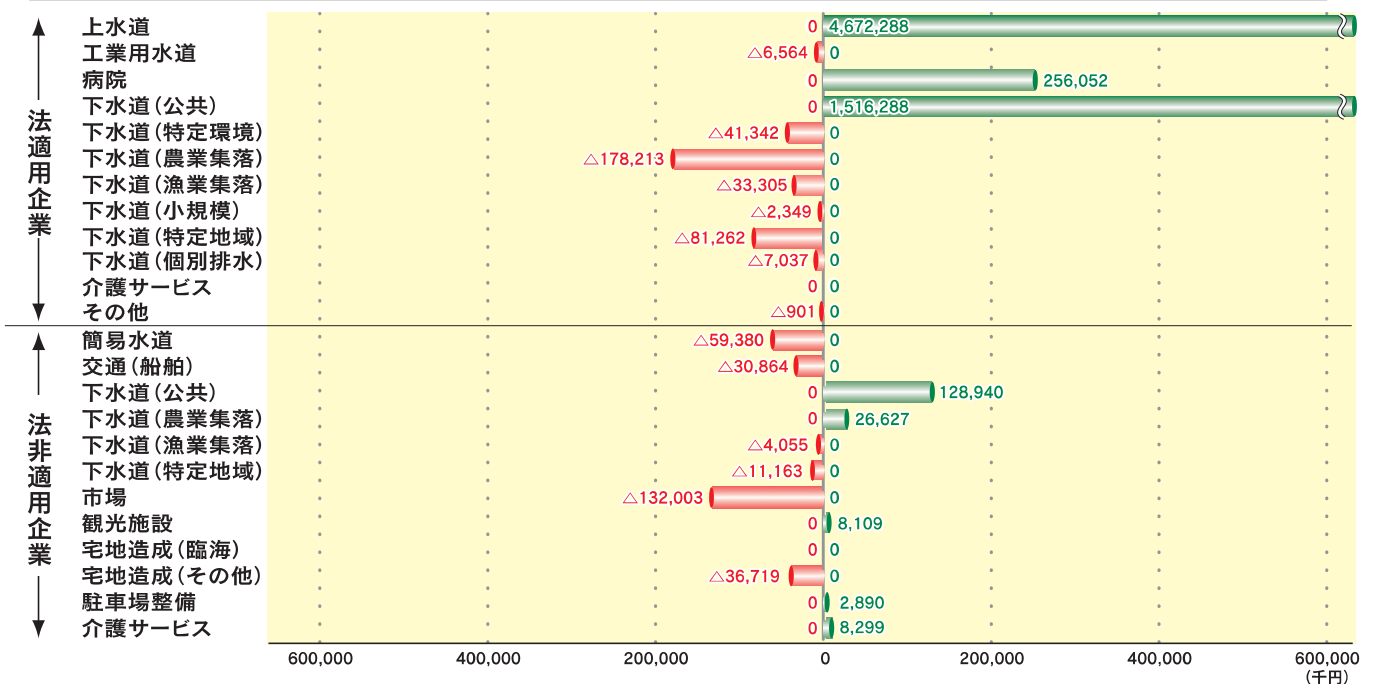
地方公営企業の経営は、財やサービスの対価としての料金収入により運営する独立採算が原則であり、他会計からの基準外繰入金に頼らず経営を維持していく努力が必要です。

収支の状況 赤字 黒字

(令和4年度) (注) 政令市を除く

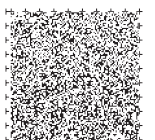


基準外繰入金を除いた場合の収支の状況 赤字 黒字



(注) 収支額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。

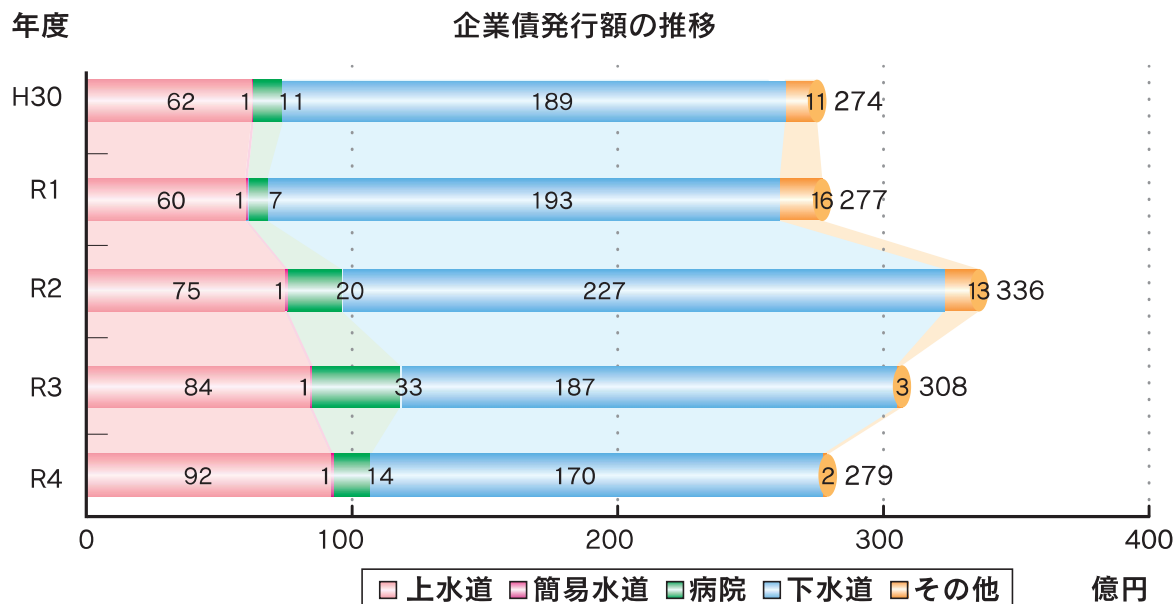
※地方公営企業法の適用を受ける事業を「法適用企業」、適用を受けない事業を「法非適用企業」という。法適用企業には公営企業型地方独立行政法人を含む。



(5) 企業債の状況

① 企業債発行額

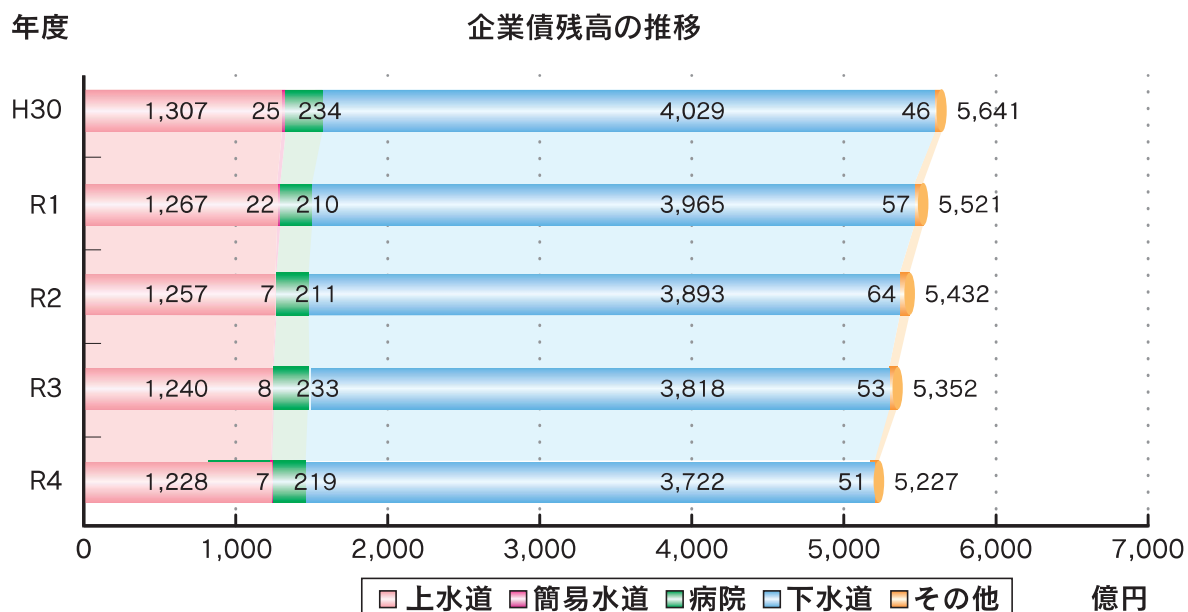
令和4年度における企業債発行額は約279億円であり、前年度に比べ約29億円の減となっています。



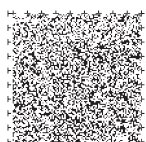
(注) 政令市を除く
公営企業型地方独立行政法人を含む

② 企業債残高

令和4年度末の企業債残高は約5,227億円と、減少傾向にあります。



(注) 政令市を除く
公営企業型地方独立行政法人を含む



9 今後の課題

(1) 統一的な基準による地方公会計について

① 財務書類等の整備

地方公共団体が、中長期的な見通しに基づく持続可能な財政運営・経営を行うためには、自らの財政・経営状況、ストック情報等を的確に把握し、「見える化」することが重要であり、地方公会計の推進、地方財政の「見える化」に取り組む必要があります。

国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民等への説明責任をより適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化を図るため、官庁会計に基づく現金主義会計を補完するものとして、企業会計の考え方及び手法を活用した発生主義会計に基づく財務書類等の作成・公表が推進されてきました。平成26年4月には、固定資産台帳の整備及び発生主義・複式簿記の導入を前提として客観性・比較可能性を担保した統一的な基準が示され、その後の総務大臣の要請により、県内市町村においても当該基準による財務書類等が作成されました。また、財務書類等の活用の観点から、毎年度、確実に財務書類・固定資産台帳の作成・更新を行うこと及び、作成・更新の早期化を図る（少なくとも決算年度の翌年度末までに完成させる）ことが求められています。

統一的な基準による財務書類の作成状況等調査結果

○令和5年3月末時点の地方公共団体における統一的な基準による財務書類の作成状況及び令和4年度中における財務書類等の活用状況について調査を実施。（回答数：1,788団体（100%））

財務書類等の作成状況調査結果

○令和5年3月末時点で、令和3年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の95.5%にあたる1,707団体が整備（更新）済み。

○令和5年3月末時点で、令和3年度決算に係る財務書類については全団体の93.7%にあたる1,676団体が作成済み。

【令和3年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備（更新）状況】（令和5年3月31日時点）

※固定資産台帳の更新を毎年度行うことが必要

（単位：団体）

整備（更新）状況	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く 市区町村	合計
整備（更新）済み	47 (100.0%)	1,660 (95.3%)	20 (100.0%)	1,640 (95.3%)	1,707 (95.5%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

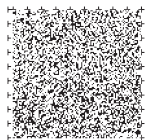
【令和3年度決算に係る一般会計等財務書類（財務4表）の作成状況】（令和5年3月31日時点）

※令和5年度までに全都道府県、令和7年度までに全団体に決算年度の翌年度末までに財務書類の作成を完了することが必要

（単位：団体）

作成状況	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く 市区町村	合計
作成済み	47 (100.0%)	1,629 (93.6%)	19 (95.0%)	1,610 (93.6%)	1,676 (93.7%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

出典：総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会（第5回）」（令和5年6月7日）資料3「財務書類の作成状況等に関する調査結果について」（一部抜粋）



② 財務書類等の活用

財務書類から得られた情報をもとに、経年比較や類似団体間の比較、指標を用いた分析等を行うとともに、施設別の財務書類の作成・分析を通じた施設等の統廃合等の検討により公共施設等総合管理計画の進捗や改訂・充実等に役立てるなど、資産管理や予算編成等に積極的に活用していくことが期待されています。

財務書類・固定資産台帳の活用方法

行政内部での活用 → 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

財政指標の設定 財務書類・固定資産台帳に係る各種指標を設定
→有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理 **マクロ的視点**

- 将来の施設更新必要額の推計
→施設の更新経費の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
→貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

セグメント分析

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 予算編成への活用
→ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
- 公共施設等総合管理計画の推進等
→公共施設等総合管理計画の見直し・推進や個別施設計画の策定・推進への活用
- 施設の統廃合
→施設別コストの分析による統廃合の検討
- 受益者負担の適正化
→受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 行政評価との連携
→利用者1人当たりコスト等を活用して評価

ミクロ的視点

行政外部での活用

情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
→財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化
- 地方債IRへの活用
→市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP/PFIの提案募集
→固定資産台帳の公表により民間提案を募集

出典：総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会(第1回)」(令和4年8月1日) 資料3「地方公会計の異なる活用について」(一部抜粋)

財務書類等の活用状況(令和4年度)

(単位：団体)

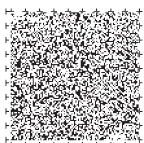
調査項目	都道府県 (47団体)	政令市 (20団体)	市区町村 (1,721団体)	合計
財務書類や固定資産台帳の情報を基に、各種指標の分析を行った	24 (51.1%)	11 (55.0%)	1,163 (67.6%)	1,198 (67.0%)
施設別・事業別等の行政コストを計算し、業務の参考とした	3 (6.4%)	6 (30.0%)	158 (9.2%)	167 (9.3%)
公共施設等総合管理計画の策定や改訂時に、財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を使った	14 (29.8%)	8 (40.0%)	585 (34.0%)	607 (33.9%)
個別施設計画の策定や改訂時に、財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を使った	2 (4.3%)	4 (20.0%)	351 (20.4%)	357 (20.0%)
使用料・手数料の見直し・改定の検討にあたり、財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を使った	2 (4.3%)	1 (5.0%)	72 (4.2%)	75 (4.2%)
PPP/PFI事業等の提案募集の検討にあたり、財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を使った	1 (2.1%)	0 (0.0%)	16 (0.9%)	17 (1.0%)
その他公共施設についての検討材料として、財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を使った	0 (0.0%)	3 (15.0%)	177 (10.3%)	180 (10.1%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として使った	8 (17.0%)	5 (25.0%)	266 (15.5%)	279 (15.6%)
財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を基に、議員への説明資料として使った	7 (14.9%)	5 (25.0%)	188 (10.9%)	200 (11.2%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	39 (83.0%)	10 (50.0%)	430 (25.0%)	479 (26.8%)
財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を基に、地方債の説明会において財政状況を説明した	14 (29.8%)	5 (25.0%)	13 (0.8%)	32 (1.8%)
未利用財産の活用・処分の検討に固定資産台帳の情報を使った	3 (6.4%)	0 (0.0%)	130 (7.6%)	133 (7.4%)
上記以外の活用	2 (4.3%)	2 (10.0%)	92 (5.3%)	96 (5.4%)
活用していない	3 (6.4%)	2 (10.0%)	191 (11.1%)	196 (11.0%)

※複数回答あり



- 約9割の団体においては、財務書類等を何らか活用している。
- なお、評価可能性を高めるためには、調査項目に応じた母集団を設定することが必要か。

出典：総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会(第8回)」(令和6年2月29日) 資料3「地方公会計の整備及び活用状況の現状把握について」(一部抜粋)

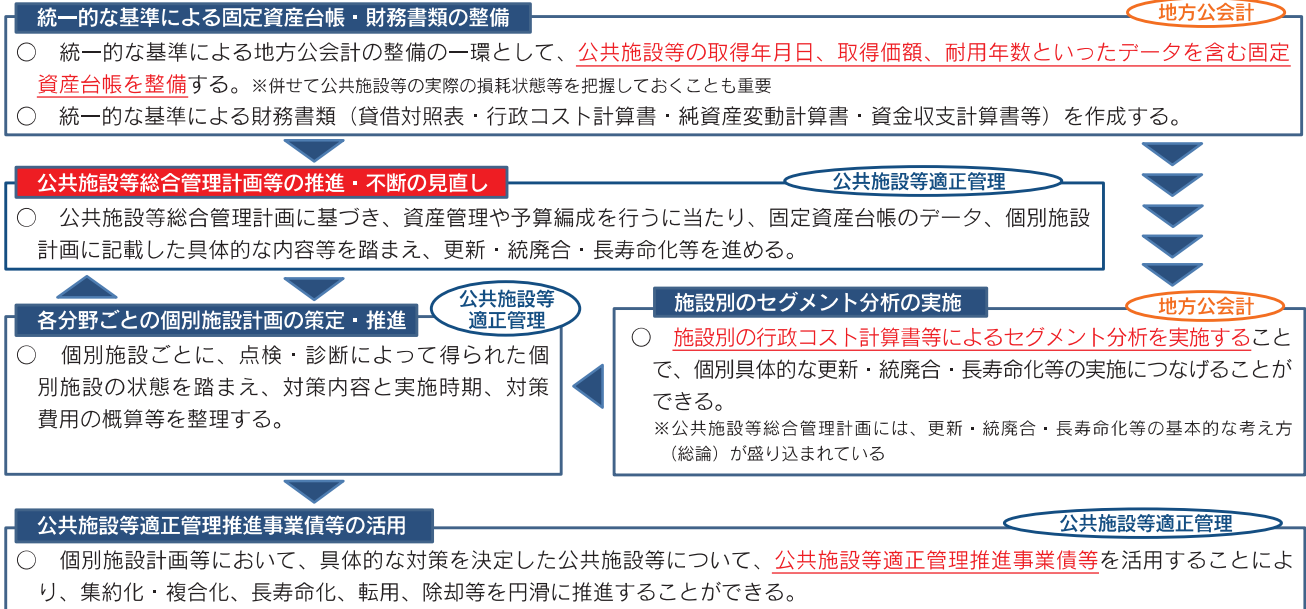


③ 公共施設マネジメントにおける地方公会計の活用

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能とするものであり、公共施設等総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいとされています。

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

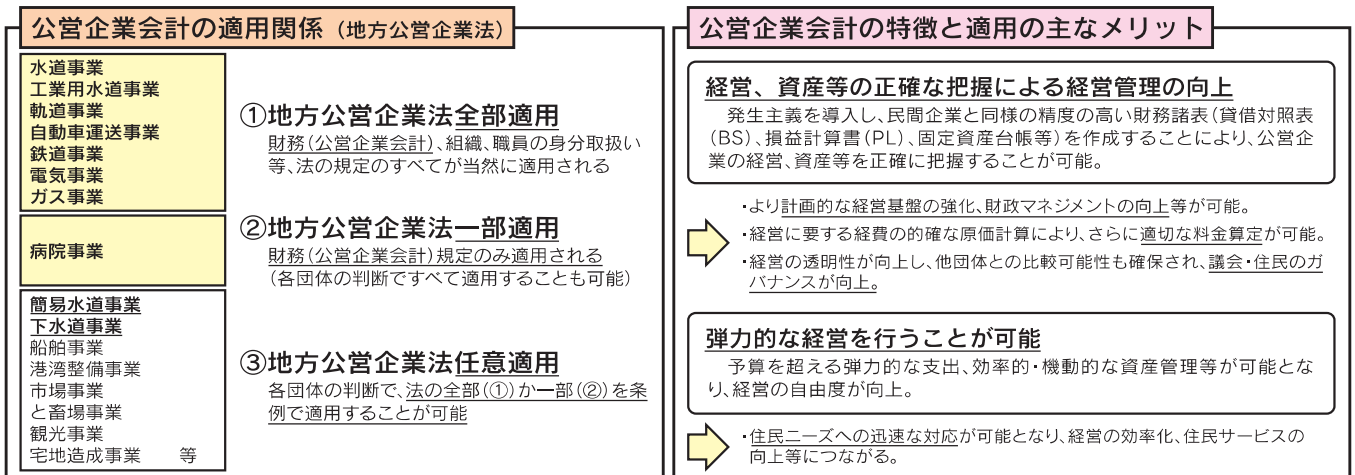


出典：総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会（第5回）」（令和5年6月7日） 資料4「施設別セグメント分析の促進について」（一部抜粋）

(2) 公営企業会計の適用の推進について

公営企業の財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、地方公共団体が任意（条例）でその適用を決定しています。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用が推進されています。



出典：総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日総財第18号）添付資料

